

社会福祉法人薫英会 評議員及び役員報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人薫英会の評議員及び役員の報酬等について定める。

(定 義)

第2条 本規定でいう役員とは、監事及び理事をいう。

(評議員会及び理事会等の出席報酬)

第3条 評議員及び役員は評議員会、理事会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。

- 2 評議員会及び理事会以外の日において、役員が指導検査や立ち合い及び運営状況の指導または監査の業務にあった場合も次により報酬を支払うことができる。

	報 酬 (日額)
評議員会・理事会等出席報酬	5, 1 6 0 円

(理事長・業務執行理事・総合施設長理事の報酬)

第4条 理事長は、定款により法人及び施設の運営のための代表権の行使を有し職務を執行するため、次により報酬を支払うことができるものとする。

- 2 業務執行理事は、法人及び施設の経営のため日常の法人業務を執行する理事であり、その責務は重要であるため次により報酬を支払うことができるものとする。
- 3 総合施設長理事は、施設間の掌握、調整を担う理事であり、その責務は重要であるため次により報酬を支払うことができるものとする。

	報 酬 (月額)
理事長報酬	4 2 0, 0 0 0 円 (上限)
業務執行理事	1 0 0, 0 0 0 円 (上限)
総合施設長理事	5 0, 0 0 0 円 (上限)

(出張旅費)

第5条 評議員及び役員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費 (日額)	報酬 (日額)	そ の 他
実 費	実 費	5, 1 6 0 円	実 費

- 2 旅費及び必要経費は、実費を原則として支給できる。

- 3 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(改正)

第7条 この規制の改正は評議員会の議決により行うものとする

附 則

この規程は、平成26年12月 3日より適用する。

この規程は 平成29年 4月 1日改正

平成30年 3月17日改正